

平成 23 年度 第 3 回特定調達品目検討会議事要旨

日 時：平成 23 年 11 月 10 日（木） 14 時 30 分～17 時 00 分

場 所：中央合同庁舎 5 号館 環境省第一会議室

出席委員：指宿委員、宇野委員、奥委員、奥村委員、岡山委員、乙間委員、平尾委員、藤井委員、
藤本委員、安井委員（座長）

欠席委員：阿南委員、辰巳委員、原田委員、奈良委員（五十音順、敬称略）

1. 重点改善品目に係る分科会における検討結果について

OLED 照明分科会

- ・ LED の寿命について、どのように試験をやっているのか。減衰率により推定しているのではないか。
 - ⇒ 寿命の測定方法は JIS において 2 つの方法が定められており、実際に点灯試験を行う方法と、温度変化等の諸データから推定する方法があるが、実態としては 3 万時間の試験を行っていることはない。現状では、推定方法はメーカーにより異なるため、今後は統一した方法を定める必要があると考える。
- ・ 実際に寿命が切れたときに、是正する措置は取れるのか。
 - ⇒ 機器自体が原因なのか、使用方法が悪かったのかわからないという問題もあり、難しいのではないか。
- ・ エコマークで電球形 LED ランプの基準を策定中である。基準の項目はグリーン購入法とほぼ同じだが、内容的にはエコマークの方が厳しくなっている。寿命の測定方法は、半年～1 年程度かけて、減衰率で求めている場合と、きちんとしていないところがあるのが現状のようだが、エコマークではきちんと測定しているものを認証していく予定である。
- ・ LED は熱に弱いため、高温になるような密閉型の用途には適さないといったことを記載する必要があるのではないか。
- ・ 電球形蛍光灯は、「表 2 の効率を下回らないこと」と書かれており、LED ランプの方は「表 1 の基準を満たすこと」となっていて、さらに表に基準値+lm/W 以上、と単位等も入っており、整合性が取れていないように見える。
 - ⇒ 蛍光灯器具は省エネ法のトップランナー基準でこの書きぶりになっている。LED ランプはグリーン購入法独自の基準のため、現段階ではこの表記で考えている。（事務局）

○自動車分科会

- ・ 配慮事項の「エコドライブ支援機能」とは、ここに例示されているものが一つでも付いていればよいこととなるのか。
 - ⇒ 運転者への注意喚起ということも一つ重要な要素であり、積み重ねればより効果が期待できると考えている。できるだけ機能が付いているものを推奨したいという主旨である。（事務局）

- ・ 今般の大幅な見直しは大変な作業であったと思うが、今後、説明を上手くやっていくことが非常に重要である。理解しやすいように丁寧な説明をお願いしたい。

○印刷分科会

- ・ VOC について「湿し水」という文言を削除したことによって、具体性がなくなってしまったように思う。オフセット印刷に関しては、表 2 の印刷工程の VOC の発生抑制として、部分的に 3 項目が判断の基準に入っている。表面加工はアルコール類以外にもニス塗り等から VOC が発生することも考えられるが、デジタル印刷に係る VOC 削減についてはどのように議論されたのか。
- ⇒ 印刷機から発生する VOC については、処理装置が付いておりきちんと回収されていると聞いている。どちらかというと、湿し水や廃ウエス容器等から発生する方が、問題が多いのではないかとということで、オフセット印刷については工程の基準として設定した。デジタル印刷においても、全体的に配慮していただきたいという趣旨でこのような形としたいと考えている。（事務局）
- ・ 個別事項として追加されたインキの化学安全性について、備考 11 の定義が不適切である。「化学安全性が確認されていることとは」と言葉を補う必要がある。また、「確認されている」という表現でなく「担保されている」とした方が適切ではないか。
- ⇒ 他の品目との表現上の整合性を踏まえ、書き方について検討したい。（事務局）

2. 特定調達品目及び判断の基準等の見直し等について

- ・ OA 機器の配慮事項のハロゲン系難燃剤について、基本的には特定の化学物質である PBB、PBDE を抑えれば良いと考える。また、事実上リン系難燃剤の使用を推奨することにもなりかねないが、現状ではどちらのリスクが高いかというのはあまりよくわかっていない。欧州でもリン系に対しての懸念は高まっており、この時期に追加する必要性については疑問である。さらに、エコマークでは、リサイクルを条件としてハロゲン系難燃剤を認めているため、整合性の問題も含めて検討すべきである。
- ・ 今の意見に賛成であり、議論すべきところがたくさん残っていると考える。化学物質のリスク管理という観点で RoHS 指令の 6 物質について規定されている品目もあり、使用削減という観点と統一性を取るのは難しいのではないか。
- ・ リースの場合、引取って適正に処理することが保証されている場合は、別途考慮すべきという点も考える必要がある。
- ・ リン系の難燃剤を入れるために、ポリカーボネートと ABS を混ぜたプラスチックに切り替えざるを得ないということが生じる。総合的な資源循環性の問題、安全性の問題をもう少し議論すべきである。
- ・ 分科会で専門的な議論を行うことも考える必要がある。
- ⇒ ご意見を踏まえ、次年度以降の重点改善品目としての検討を含め調整することとしたい。（事務局）
- ・ 配慮事項全般に関して、将来的に基準に格上げするといった情報は、積極的に記載してもよ

いのではないか。配慮事項が複数並んでいると、どこに重点を置けばいいのか明確でないため、可能であればご検討いただきたい。

- ⇒ 確かに配慮事項の中にはかなり温度差がある。位置づけとして、数年後に判断の基準に格上げできるようなものもある一方で、例えば包装が簡易であるといったように、メッセージとして伝えたいというものもある。今後、整理していきたい。（事務局）

3. 判断基準の将来展開検討分科会における検討内容について

- ・ 費用対効果の視点も入れていくと良いのではないかな。
- ・ プレミアム基準については、カタログ等で単なる自己宣言で適合と勝手に書かれることは避けるべきである。適合確認、情報開示が適切であるということ自体がプレミアムであるという認識を持っていたい。
- ・ カーボンフットプリントは印刷業界等では積極的に取り組まれている。マークが付いている製品がたくさん出てきている分野に関しては、プレミアム基準で取り上げていくことで相乗効果が期待できるのではないかな。実際に環境負荷を下げるということと、第三者が情報開示をしているということでは意味があると思う。
- ⇒ カーボンフットプリントなどは、ある種の第三者認証と見なして、全体としてプラスの要素として考えていくという方針になると考える。
- ・ 財団法人省エネルギーセンター主催の「省エネ大賞」では、エネルギー効率だけではなく、資源性といった項目も評価しているため、参考にさせていただけたらよい。

以上